特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	寝屋川市 重度障害者医療費助成に関する事務に係る基 礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は、重度障害者の医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

寝屋川市長

公表日

令和7年2月13日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	重度障害者医療費助成に関する事務
	寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年寝屋川市条例第44号)による医療費の 助成に関する事務であって、重度障害者に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及 び生活の安定に寄与し、もって重度障害者の福祉の増進を図ることを目的に下記の事務を行う。
②事務の概要	1 交付(変更)申請書等の受付、受給資格の審査、医療証の発行事務2 受給者の資格情報の登録、変更に関する事務3 助成金に関する審査等事務
③システムの名称	基幹系システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル:	名
重度障がい者医療費助成資格	台帳等
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第1(2)
4. 情報提供ネットワークシ	アステムによる情報連携
	<選択肢>
①実施の有無	1) 実施する [実施する]
(1) 天池(0) · 日本	2) 実施しない
	3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定 個人情報の提供に関する規則第2条
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	市民サービス部医療助成担当
②所属長の役職名	医療助成担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	総務部総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 072-825-2195
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ
連絡先	市民サービス部医療助成担当 〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町28-22 072-812-2363
9. 規則第9条第2項の適	・ 用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		萬]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	16年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
		令和6年4月1日 時点					
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書	•	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入号	=を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネット	ワークシステムを通じ	た提供を除く。)]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 [O]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠					

9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監	査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策	I]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワークシ	れるリスクへの対策 事務に必要のない 不正に使用される! な使用等のリスクへのすかれるリスクへのすシステムを通じて目システムを通じて不い、滅失・毀損リスク	情報との紐付けが行われるリスクへの対策 リスクへの対策 の対策 対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 的外の入手が行われるリスクへの対策 正な提供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムを使用する際、静脈認いる。	忍証が必要となって	いるため、権限のない者には使用できないようになって

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月10日	所属長	今岡 祟	法元 俊行	事後	
平成29年10月10日	対象人数	平成28年4月1日	平成29年10月1日	事後	
平成29年10月10日	取扱者数	平成28年4月1日	平成29年10月1日	事後	
平成30年10月15日	評価書名	身体障害者及び知的障害者	重度障害者	事後	
平成30年10月15日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	身体障害者及び知的障害者	重度障害者	事後	
平成30年10月15日	1, 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	身体障害者及び知的障害者	重度障害者	事後	
平成30年10月15日	1, 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	身体障害者及び知的障害者	重度障害者	事後	
平成30年10月15日	対象人数	平成29年10月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年10月15日	取扱者数	平成29年10月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年10月15日	所属長の役職名	法元 俊行	保険事業室長	事後	
平成30年10月15日	Ⅳ リスク対策		新様式への変更	事後	
令和2年7月3日	対象人数	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月3日	取扱者数	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月3日	請求先	072-824-1181	072-825-2195	事後	
令和2年7月3日	連絡先	健康部 保険事業室072-824-1181	市民サービス部医療助成担当072-812-2363	事後	
令和2年7月3日	部署	健康部保険事業室	市民サービス部医療助成担当	事後	
令和2年7月3日	所属長の役職名	保険事業室長	医療助成担当課長	事後	
令和2年10月9日	連絡先の住所	〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1	〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町28-22	事後	
令和3年12月24日	対象人数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年12月24日	取扱者数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年12月24日	〈 I 関連情報 〉 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号の利用等に関する法律第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第19条第9号 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づ 〈特定個人情報の提供に関する規則第2条	事前	
令和4年10月12日	対象人数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年10月12日	取扱者数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年9月21日	対象人数、取扱者数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年9月21日	①事務の名称 ②事務の概要	助成に関する条例による医療費の助成に関する 事務 ②寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関す る条例(昭和48年寝屋川市条例第44号)による	①重度障害者医療費助成に関する事務 ②寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年寝屋川市条例第44号)による 医療費の助成に関する事務であって、重度障害 者に対し医療費の一部を助成することにより、そ の健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって 重度障害者の福祉の増進を図ることを目的に下 記の事務を行う。 1 交付(変更)申請書等の受付、受給資格の審 査、医療証の発行事務 2 受給者の資格情報の登録、変更に関する事 務 3 助成金に関する審査等事務	事後	
令和5年9月21日	2 特定個人情報ファイル名	身体障害者及び知的障害者医療ファイル	重度障がい者医療費助成資格台帳等	事後	
令和7年2月13日	対象人数、取扱者数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和7年2月13日	8.人手を介在させる作業		【〇】人手を介在させる作業はない	事後	
令和7年2月13日	11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再載】 判断の根拠		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である システムを使用する際、静脈認証が必要となっているため、権限のない者には使用できないようになっている。	事後	